

# 大分県報

令和五年  
号外（二六）  
三月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正……………

### 規則

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第九号

### 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成二十七年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「昭和二十二年文部科学省令第十一号」を「昭和二十二年文部省令第十一号」に改める。

第十三条第一項中「から第十三条まで」を「第十二条」に改め、同項の表の第十三条の項を削り、同表の第五十三条の項中「園長」を「法第十四条第一項に規定する園長」に改める。

第一条様式から第十一号様式までの規定中「五」を削る。

第二条 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第十二条」を「から第十三条まで」に改め、同項の表の第十二条の項の次に次のように加える。

第十三条	
利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
及び	並びに

第十三条第一項の表の第二十一条第一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設」と、「の下に「同条第二項中」を、「保育に直接従事する職員」との下に「、「保育所の設備及び職員については」とあるのは「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と」を加え、同条第三項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「の下に「同条第二項中」を、「便所」との下に「、「保育所の設備及び職員については」とあるのは「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」と」を加える。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に、「又は知事」を「知事」に、「者をもって」を「者又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「知事」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第一号様式から第十一号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用

することができると。

令和五年三月二十八日

大分県報号外（規則）